

官報

号外
昭和六十年十一月二十八日

○第百三回 衆議院会議録 第八号

昭和六十年十一月二十八日(木曜日)

議事日程 第八号

昭和六十年十一月二十八日

午後一時開議

第一 許可、認可等民間活動に係る規制の整理
及び合理化に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)

午後三時三十分開議
○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

日程第一 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長中島源太郎君。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(中島源太郎君登壇)

○中島源太郎君 ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、行政改革の一環として、民間活力の發揮、推進に資するため、臨時行政改革推進審議会の答申で指摘された公的規制の緩和事項について必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

まず第一に、規制を継続する必要性が認められないものはこれを廃止することとし、規制の必要

性が乏しくなったものはその規制の手段を緩和すること。

第二に、国が直接実施している定型的事務であつて民間で代行可能なものはこれを代行させることとし、規制対象者の能力が向上しているものは規制の態様、範囲を緩和すること。

第三に、技術革新が著しく進展しているものについては、規制範囲を緩和し、または規制方式を変更すること。

等二十六法律、四十二事項にわたつて公的規制の整理合理化を行おうとするものであります。

本案は、十月二十五日政府から提出され、十一月十二日日本会議において趣旨の説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十一月十四日後藤田総務庁長官より提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、同月二十五日には社会労働委員会、商工委員会、運輸委員会及び建設委員会との連合審査会を開き、二十六日には中曾根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、極めて慎重な審査を行いました。

質疑は、一括方式による法案提出と国会審議権との関係、地代家賃統制令の廃止に伴う諸問題、自己認証制度の拡大と安全性との関係、航空機関士の乗務規制の緩和と安全飛行の確保、いわゆるアクションプログラムの実施による輸入拡大の効果など、広範多岐にわたつて行われましたが、その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、十一月二十六日質疑を終了いたしましたところ、日本社会党・護憲共同の小川仁一君外六名から、本案を撤回のうえ、各法律ごとに原案を作成し、再提出すべきであるとの動議が提出され、趣旨説明の後、採決いたしましたところ、本動議は賛成少数をもって否決されました。

次いで、本案について討論を行い、採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(坂田道太君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席国務大臣

国務大臣 後藤田正晴君

○朗読を省略した議長の報告

(委員推薦通知)

一、去る二十六日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(北陸地方開発特別委員会) 関山 信之君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

綿貫 民輔君

糸山英太郎君

嶋崎 謙君

松浦 利尚君

新村 勝雄君

松前 仰君

山本 政弘君

村山 富市君

村山 富市君

山中 未治君

松前 仰君

新村 勝雄君

昭和六十年十一月二十八日

衆議院会議録第八号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案 朗読を省略した議長の報告

昭和六十年十一月二十八日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

山中 末治君	山本 政弘君
田中 慶秋君	永江 一仁君
糸山英太郎君	綿貫 民輔君
松浦 利尚君	嶋崎 讓君
永江 一仁君	田中 慶秋君
地方行政委員	補欠
五十嵐広三君	山中 末治君
山中 末治君	五十嵐広三君
大蔵委員	補欠
瓦 力君	野中 広務君
自見庄三郎君	野呂 昭彦君
田中 秀征君	二階 俊博君
二階 俊博君	田中 秀征君
野呂 昭彦君	自見庄三郎君
農林水産委員	補欠
日野 市朗君	竹内 猛君
竹内 猛君	日野 市朗君
通信委員	補欠
永江 一仁君	田中 慶秋君
田中 慶秋君	永江 一仁君
建設委員	補欠
山中 末治君	五十嵐広三君
五十嵐広三君	山中 末治君
予算委員	補欠
上村千一郎君	田中 秀征君
大村 襄治君	瓦 力君
井上 一成君	山本 政弘君
松浦 利尚君	嶋崎 讓君
田中 秀征君	上村千一郎君
嶋崎 讓君	松浦 利尚君
山本 政弘君	井上 一成君

議院運営委員	補欠
甘利 明君	小杉 隆君
小杉 隆君	甘利 明君
一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
地方行政委員	補欠
仲村 正治君	江崎 真澄君
松田 九郎君	大島 理森君
綿貫 民輔君	中川 昭一君
江崎 真澄君	仲村 正治君
大島 理森君	松田 九郎君
中川 昭一君	綿貫 民輔君
法務委員	補欠
橋本 文彦君	草川 昭三君
草川 昭三君	橋本 文彦君
外務委員	補欠
江崎 真澄君	仲村 正治君
仲村 正治君	江崎 真澄君
大蔵委員	補欠
大島 理森君	平林 鴻三君
中川 昭一君	野呂 昭彦君
額賀福志郎君	仲村 正治君
仲村 正治君	額賀福志郎君
野呂 昭彦君	中川 昭一君
平林 鴻三君	大島 理森君
農林水産委員	補欠
月原 茂昭君	北川 正恭君
北川 正恭君	月原 茂昭君
(特別委員辞任及び補欠選任)	
一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	

災害対策特別委員	補欠
菅原喜重郎君	滝沢 幸助君
一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
公職選挙法改正に関する調査特別委員	補欠
佐藤 一郎君	近岡理一郎君
近岡理一郎君	佐藤 一郎君
(公職選挙法改正)	
一、公職選挙法改正に関する調査特別委員長から提出した次の公職選挙法承認要求に対し、議長は昨二十七日これを承認した。	
公職選挙法承認要求書	
一、公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出、第百二回国会衆法第二九号)	
公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君他六名提出、第百二回国会衆法第三七号)	
一、意見を聞くこととする問題	
公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出、第百二回国会衆法第二九号)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出、第百二回国会衆法第三七号)について	
右によつて公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出、第百二回国会衆法第二九号)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出、第百二回国会衆法第三七号)について	
右によつて公職選挙法の一部を改正する法律案(金丸信君外六名提出、第百二回国会衆法第二九号)及び公職選挙法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出、第百二回国会衆法第三七号)について	
昭和六十年十一月二十七日	
公職選挙法改正に関する調査特別委員長	三原 朝雄
衆議院議長	坂田 道太殿
(議案付託)	
一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	
関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)	大蔵委員会 付託

(議案送付)	
一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	
特定石油製品輸入暫定措置法案	
(調査要求承認)	
一、環境委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十六日これを承認した。	
国政調査承認要求書	
一、調査事項	
一、環境保全の基本施策に関する事項	
二、公害の防止に関する事項	
三、自然環境の保護及び整備に関する事項	
四、公害健康被害救済に関する事項	
五、公害紛争の処理に関する事項	
二、調査の目的	
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため	
三、調査の方法	
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等	
四、調査の期間	
本会期中	
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。	
昭和六十年十一月二十六日	
環境委員長	辻 英雄
衆議院議長	坂田 道太殿
(答弁書受領)	
一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。	
衆議院議員草川昭三君提出抗ガン剤(免疫療法剤)に関する質問に対する答弁書	
抗ガン剤(免疫療法剤)に関する質問主意書	
右の質問主意書を提出する。	
昭和六十年十一月十六日	
提出者	草川 昭三
衆議院議長	坂田 道太殿

抗ガン剤(免疫療法剤)に関する質問主意書
中央薬事審議会は去る十一月五日、免疫療法剤
レンチナン(味の素三社申請)の製造承認申請に
ついて、ガン化学療法剤との併用によりその効果
を増強するとして、製造承認した。

申請書によればレンチナンは、手術不能又は再
発ガン患者に対し、化学療法剤テガフルと併
用した場合、テガフルの単独使用に比べ、より
優れた効果が得られたとしている。具体的には、
腫瘍の縮小効果は単独が二〇%、併用が一五%、一
年以上生存率は単独三〇%、併用一八%、二年以上
生存率は単独三〇%、併用九%となつてゐる。

そこで、次の事項について質問する。
一 レンチナンは、いわゆるガン化学療法剤の効果
増強剤として認可されたが、これまでの免疫療法
剤といわれるビシパニール(昭和五十年一月
製造承認)、クレスチン(昭和五十一年八月製造
承認)とどのような点が違うのか、具体的に明
らかにされたい。

二 レンチナンの申請書によれば、抗ガン剤テガ
フルの単独の縮小効果は二〇%、また、一、二
年以上生存率は三〇%となつてゐる。ところが、
かねて製造承認を申請中(昭和五十一年十一月
申請)の免疫療法剤丸山ワクチン(SSM)の有
効率は、中央薬事審議会の発表によると、単独
使用の場合二・六%となつてゐる。

テガフルと丸山ワクチンの有効率はほぼ同
じとみられるが、丸山ワクチンが製造承認され
ない理由はなにか、明らかにされたい。

三 中央薬事審議会は昭和五十七年二月に発表し
たビシパニールの腫瘍縮小効果の有効率は、単
独で三四・六%、併用で三九・一%、さらに、
クレスチンの有効率は単独で二一・五%、併用
で三五・六%の高率を示している。しかし、こ
れらの有効率については医療の現場で疑問視す
る声もあり、財団法人がん集学的治療研究財団
(理事長梶谷鑑研付属病院長)が、昭和五十
六、七年の二年がかりで患者の延命効果を調べ

る比較臨床試験を開始したことは周知の事実で
ある。これらの比較臨床試験データは既にまと
まつてゐると推測されるが、政府は、このデー
タを既に把握しているのか。把握していないの
なら早急に入手し公表すべきと思うがどうか。
四 レンチナンの製造承認により、ガン新薬の審
査、認可が早まるとの期待がもたれている丸山
ワクチンは、有償治療薬という異例の形で患者
に投与されているが、テガフル、レンチナンの
有効率を考えると、これまでのデータで承認
するに十分ではないか。

仮にデータ不足といえども、既に過去のデー
タで腫瘍縮小効果が認められ、加えて延命効果
があり、副作用がゼロであることを考えれば早
急に承認すべきであると思うがどうか。
右質問する。

内閣衆質一〇三第一一五号

昭和六十年十一月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太

衆議院議員草川昭三君提出抗ガン剤(免疫療法
剤)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出抗ガン剤(免疫
療法剤)に関する質問に対する答弁書

一について

レンチナンについては、提出された資料に基
づき審査した結果、手術不能又は再発の胃がん
患者に対し、テガフルと併用した場合に、生
存期間の延長効果が認められると評価され、承認
されたものであり、クレスチン及びビシパニ
ールについては、提出された資料に基づき審査し
た結果、単独使用での腫瘍縮小効果が認められ
ると評価され、承認されたものである。

二について

「SSM—注射液」については、昭和五十六年

八月十四日の中央薬事審議会において、「提出
された資料をもつてしてはその有効性を確認す
ることができないので、現段階では承認するこ
とは適当でない」と答申された後、更
に三年間にわたつて試験研究が行われ、その結
果が昭和五十九年十一月に提出されたが、当該
答申の附帯意見を満たす資料が得られておら
ず、現在、申請者において引き続き試験研究が
行われている。

なお、御指摘の「SSM—注射液」を単独使用
した場合の有効率(二・六パーセント)の根拠と
された一症例については、中央薬事審議会にお
いて、「SSM—注射液」の有効性は認められて
いない。

三について

財団法人がん集学的治療研究財団は、昭和五
十六年四月からクレスチン及びビシパニールに
ついて、手術後の胃がん患者を対象として、他
の化学療法剤と併用した場合における延命効果
の比較臨床試験を行つてゐるが、その試験はい
まだ終了してゐないといふことである。

四について

「SSM—注射液」の製造承認がなされてい
ない理由は、二についてにおいて述べたとおりで
ある。
なお、医薬品の製造承認に当たつては、その
有効性が確認されることが必要であり、有効性
が確認されないものについて製造承認が行われ
ることはない。
右答弁する。

右

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び
合理化に関する法律案

国会に提出する。

昭和六十年十月二十五日

内閣総理大臣臨時代理 安倍晋太郎
国務大臣

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及
び合理化に関する法律

目次

- 第一章 大蔵省関係(第一条—第五条)
- 第二章 厚生省関係(第六条—第九条)
- 第三章 通商産業省関係(第十条—第十二条)
- 第四章 運輸省関係(第十三条—二十条)
- 第五章 郵政省関係(第二十一条)
- 第六章 労働省関係(第二十二条)
- 第七章 建設省関係(第二十三条—第二十五条)
- 第八章 自治省関係(第二十六条)
- 附則

第一章 大蔵省関係

(担保附社債信託法の一部改正)

第一条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第
五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條ノ二を削る。

(信託業法の一部改正)

第二条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の
一部を次のように改正する。

第二条ノ二を削る。

(無尽業法の一部改正)

第三条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一
部を次のように改正する。

第四条ノ二を削る。

(信用金庫法の一部改正)

第四条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三
十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條中第九項を第十一項とし、第六項
から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第五項を
第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

第七 信用金庫が第四項の規定により同項に規定
する国債等に係る業務を行おうとする場合に
は、当該信用金庫は、不特定かつ多数の者を
相手方とする当該業務については、その内容
及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けな
ければならない。当該認可を受けた業務の内

昭和六十年十一月二十八日 衆議院會議録第八号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

一一一

容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

第五十三条第四項中「前項第四号を」第三項第四号に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 信用金庫は、前三項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務（前項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。

第五十四条第六項中「前条第六項から第九項まで」を「前条第八項から第十一項まで」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項第四号」を「第四項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 信用金庫連合会は第五項の規定により同項に規定する国債等に係る業務を行うおとする場合には、当該信用金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

第五十四条第四項の次に次の一項を加える。

5 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務（前項の規定により行う業務を除く。）を行うことができる。

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正）
第五条 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し」を削り、同条第四項中「全部又は一部」を「名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務を営む営業所の全部若しくは一部」に改める。

第七十一條中「若しくはこれらの業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者」を削る。

第七十二條第一号中「又は両替業務を若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者又はこれらの業務」に改める。

第二章 厚生省関係
（医療法の一部改正）

第六條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「変更しようとするときも」の下に「省令で定める場合を除き」を加える。

第十四條第二項を削る。

（興行場法の一部改正）

第七條 興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條之二 興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三條第一項中「興行場営業を営む者（営業者）」を「（旅館業法の一部改正）」に改める。

第八條 旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）の一部を次のように改正する。

号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の二條を加える。

第三條之二 前條第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）たる法人の合併の場合（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、営業者の地位を承継する。

2 前條第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同條第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替へるものとする。

第三條之三 営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第三條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三條第二項（申請者に係る部分に限る。）及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第四條第一項中「旅館業を営む者（営業者）」を「（以下同じ。）を「営業者」に改める。

第九條の三「第三條」の下に「から第三條の三まで」を加える。

（公衆浴場法の一部改正）
第九條 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條之二 浴場業を営む者（以下「営業者」という。）について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三條第一項中「浴場業を営む者（営業者）」を「（以下同じ。）を「営業者」に改める。

第三章 通商産業省関係
（消費生活用製品安全法の一部改正）
第十條 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 検定等（第三條―第七條）」を「第二節 製造事業者の登録及び特定製品の型式等（第八條―第三十二條の五）」に改める。

「第一節 基準並びに販売及び表示の制限（第三條―第五條）」
「第二節 第一種特定製品（第六條―第七條）」
「第二節 第二種特定製品（第三十二條の六―第三十二條の十二）」
に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「第一種特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が困難である者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいい、「第二種特定製品」とは、第一種特定製品以外の特定製品をいう。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

第四条を次のように改める。

（販売の制限）
第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、特定製品のうち、次の各号に掲げる特定製品の種類ごとに当該各号に定める特定製品以外のものを販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

一 第一種特定製品 主務大臣が行う検定を受け、これに合格したものとして第七条の規定により表示が附されている第一種特定製品及び第二十七条(第三十二條の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により表示が附されている第一種特定製品

二 第二種特定製品 第三十二條の十の規定により表示が附されている第二種特定製品
前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 第二十六條第一項ただし書第一号若しくは第三十二條の七第一項ただし書第一号の規定による届出又は第二十六條第一項ただし書第二号(第三十二條の四第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十二條の七第一項ただし書第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

規定による届出又は第二十六條第一項ただし書第二号(第三十二條の四第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十二條の七第一項ただし書第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第七條及び第二節第二節の節名を削る。

第六條中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行ない」を「行い」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同條を第七條とする。

第五條中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「前條を」を「第四條第一項第一号」に改め、同條を第六條とする。

第四條の次に次の一條並びに節名及び款名を加える。

（表示の制限）
第五條 何人も、前條第一項各号に規定する規定により表示を付する場合を除くほか、特定製品にこれらの規定の主務省令で定める方式による表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 第一種特定製品
第一款 検定
第八條の前に次の款名を付する。

第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等
第八條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行なう」を「行い」に改め、同條第二項第三号から第五号までの規定中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第六号中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行なう」を「行い」に改める。

第十九條第一号中「第四條、第七條」を「第四條第一項、第五條」に改める。

第二十三條の見出し中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、「定める」の下に「第一種特定製品の」を加え、「以下を」次項、次條

及び第三十二條の四第一項において」に改め、同條第三項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第二十四條第一号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第二十六條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第二項中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十七條中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「附する」を「付する」に改める。

第二十九條中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「表示を附する」を「規定により表示を付する」に改める。

第三十條中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第三十二條の二第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第二項中「第七條」を「第五條」に改め、「同條及び第三十條中」を削り、「特定製品」と、同條中「を」を「第一種特定製品」と、第三十條中「第一種特定製品」とあるのは「本邦に輸出される第一種特定製品」とに改める。

第三十二條の三第一項第一号中「第四條、第七條」を「第四條第一項、第五條」に改め、同項第三号中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、同項第五号及び第六号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第三十二條の四の見出し及び同條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第二項中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、「特定製品」を「第一種特定製品」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十二條の五第二号中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、同條の次に次の一節を加える。

第二節の二 第二種特定製品
（事業の届出等）
第三十二條の六 第二種特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める第二種特定製品の区分(以下単に「第二種特定製品の区分」という。)に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができ、

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 主務省令で定める第二種特定製品の型式の区分
三 当該第二種特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(第二種特定製品の輸入の事業を行う者にあっては、当該第二種特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
四 検査規程(当該第二種特定製品の安全基準に対する適合性について検査する方法に関し主務省令で定める事項について記載したものをいう。以下同じ。)

五 当該第二種特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置
前項の規定による届出をしようとする場合には、同項第五号の措置をとつていることを証する書面その他の主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

第三十三條第一項本文及び第二項、第十四條、第十六條並びに第二十二條の規定は、第一項の規定による届出をした者に準用する。

この場合において、第十四條中「第八條第二項第一号又は第三号から第六号まで」とあるのは「第三十二條の六第一項各号」と、第二十二條中「登録簿の謄本の交付又は閲覧」とあるのは「第三十二條の六第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供」と読み替えるものとする。

（基準適合義務等）
第三十二條の七 前條第一項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る型

入の事業を行う者は、主務省令で定める第二種特定製品の区分(以下単に「第二種特定製品の区分」という。)に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができ、

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 主務省令で定める第二種特定製品の型式の区分
三 当該第二種特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(第二種特定製品の輸入の事業を行う者にあっては、当該第二種特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
四 検査規程(当該第二種特定製品の安全基準に対する適合性について検査する方法に関し主務省令で定める事項について記載したものをいう。以下同じ。)

昭和六十年十一月二十八日 衆議院會議録第八号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

一二四

式の第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、安全基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、検査規程に従い、その製造又は輸入に係る前項の第二種特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、かつ、主務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(検査規程)

第三十二条の八 第三十二条の六第一項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、検査規程の内容が主務省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

(損害賠償措置)

第三十二条の九 届出事業者は、第三十二条の六第一項第五号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(表示)

第三十二条の十 届出事業者は、その第三十二条の六第一項の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の第二種特定製品を製造し、又は輸入したときは、これに主務省令で定める方式による表示を付することができる。

(改善命令)

第三十二条の十一 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、第二種特定製品の製

造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第三十二条の六第一項第五号の措置の改善に必要の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 届出事業者が第三十二条の七第一項の規定に違反していると認めるとき。

二 検査規程の内容が第三十二条の八の主務省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

三 第三十二条の六第一項第五号の措置が第三十二条の九の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

(表示の禁止)

第三十二条の十二 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の第二種特定製品に第三十二条の十の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の第二種特定製品(第三十二条の七第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。)が安全基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該安全基準に適合していない第二種特定製品の届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の第二種特定製品について、第三十二条の七第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る第二種特定製品の届出に係る型式

三 届出事業者が前条第一号の場合に該当する場合において、その届出に係る型式の第二種特定製品について同条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る第二種特定製品の届出に係る型式

2 主務大臣は、届出事業者が前条第二号又は第三号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る第二種特定製品の区分に属する届出に係る型式の第二種特定製品に第三十二条の十の規定により表示を付することを禁止することができる。

第三十三条第一項中「特定製品に係る」を「第一種特定製品及び主務省令で定める第二種特定製品に係る」に改め、前項第一号中「この章第一節」を「第四節第二項第一号の規定による届出の受理及びこの章第二節第一款に、「特定製品を「第一種特定製品」に改め、「(第三号及び第四号ただし書第二号の規定による事務を除く。)」を削り、同項第二号中「前節」を「この章第二節第二款に、「特定製品」を「第一種特定製品」に、「前条を「第三十二条の五」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前節に規定する第二種特定製品に係る届出の受理に関する事務(第三十二条の七第一項ただし書第二号、第三十二条の十一及び前条の規定による事務を除く。)

第三十四条第一項中「この章第一節(第三号及び第四号ただし書第二号を除く。)」及び前節を「第四節第二項第一号、この章第二節第一款及び第二款に改め、「第三十二条の五を除く。)」の下に並びに前節第三十二条の七第一項ただし書第二号、第三十二条の十一及び第三十二条の十二を除く。を加える。

第三十五条第一号中「第六号又は第二十七条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)の表示が付されていない」を「第四号第一項の規定に違反して」に改め、「(第四号ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。)」を削り、同条第二号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同条に次の一号を加える。

三 届出事業者がその届出に係る型式の第二種特定製品で安全基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第三十二条の七第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第八十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「登録製造事業者」の下に「及び届出事業者」を加え、同条第二項中「登録製造事業者」の下に「又は届出事業者」を加える。

第八十六条第一項中「第四号ただし書第二号」を「第四号第二項第二号」に、「又は第三十二条の四第一項」を「第三十二条の四第一項又は第三十二条の七第一項ただし書第二号」に改める。

第八十七条第一項第一号中「第四号の」を削り、第八十八条第一項中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第三十二条の六第一項の規定による届出を受理したとき。

第八十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九条又は第三十二条の十二の規定により表示を付することを禁止したとき。

第八十九条第一項中「第二号第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第九十五条第一項第一号中「第二章第二節」を「第二章第二節第一款に、「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、「徴収」の下に「登録製造事業者に係るものに限る。」を加え、同項第三号中「第二章第一節」を「第四号第二項(第三号を除く。)」の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節第一款に、「(第三号の規定による安全基準の決定を除く。)」を、同章第二節の二の規定による第二種特定製品に係る届出の受理」に改め、「第八十三条第一項」の下に「及び第二

昭和六十年十一月二十八日 衆議院會議録第八号 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

に、第三十九条の二十二中「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第一種ガス用品」とあるのは「本邦に輸出される第一種ガス用品」とを加える。

第五章第三節の節名を削る。

第三十九条の十四の次に次の款名を付する。

第三款 指定検定機関

第五章に次の二節を加える。

第三節 第二種ガス用品

(事業開始の届出)

第三十九条の十七 第二種ガス用品の製造の事業を行う者(以下「第二種ガス用品製造事業者」という。)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第二種ガス用品の種類及び構造

三 当該第二種ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

第三十九条の十八 第二種ガス用品の輸入の事業を行う者(以下「第二種ガス用品輸入事業者」という。)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第二種ガス用品の種類及び構造

三 当該第二種ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

(基準適合義務)

第三十九条の十九 第二種ガス用品製造事業者

は、当該第二種ガス用品を製造する場合においては、当該第二種ガス用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

2 第三十九条の十一第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三十九条の二十 第二種ガス用品輸入事業者は、当該第二種ガス用品を販売する場合においては、前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供する第二種ガス用品を販売する場合において通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(準用)

第三十九条の二十一 液化石油ガス法第四十九条及び第五十一条の規定は、第二種ガス用品製造事業者に準用する。この場合において、同法第四十九条中「第四十三条第二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の十七各号」と読み替えるものとする。

2 液化石油ガス法第四十九条及び第五十一条の規定は、第二種ガス用品輸入事業者に準用する。この場合において、同法第四十九条中「第四十三条第二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「ガス事業法第三十九条の十八各号」と読み替えるものとする。

3 液化石油ガス法第八十条の六の規定は、第二種ガス用品製造事業者又は第二種ガス用品輸入事業者に準用する。この場合において、同条中「第八十条の四第一項」とあるのは「ガ

ス事業法第三十九条の十九第一項」と、「前条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の二十」と読み替えるものとする。

第四節 災害防止命令

(災害防止命令)

第三十九条の二十二 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第一種ガス用品の販売の事業を行う者が第三十九条の五又は第三十九条の十二(第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。)の規定による表示が付されていない第一種ガス用品を販売したこと(第三十九条の三ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。)

二 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る第一種ガス用品で第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造したこと(第三十九条の十一第一項ただし書の規定の適用を受けて製造した場合を除く。)

三 第二種ガス用品製造事業者又は第二種ガス用品輸入事業者が第二種ガス用品で第三

十九条の十九第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、又は販売したこと(同条第二項において準用する第三十九条の十一第一項ただし書又は第三十九条の二十ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売した場合を除く。)

第四十一条第一項第八号及び第十号中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。
第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「製造」の下に「輸入」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四十七条の三を第四十七条の四とし、第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

(ガス用品の提出)

第四十七条の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められるガス用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国(前項の規定に基づく通商産業大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

第五十六條の二を第五十六條の三とし、第五十六條の次に次の一条を加える。
第五十六條の二 第三十九條の二十二の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八條の二中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第五十九條第一号中「又は第三十九條」を「第三十九條、第三十九條の十七又は第三十九條の十八」に改め、同条第六号中「又は第四十條の三」を「第三十九條の二十一第三項において準用する液化石油ガス法第八十條の六、第四十條の三又は第四十七條の二第一項」に改める。
第六十一條第一号中「又は第三十九條の十四第二項」を「第三十九條の十四第二項に、第四十九條」を「又は第三十九條の十四第二項若しくは第三十九條の二十一第一項若しくは第二項において準用する同法第四十九條」に改める。

第四章 運輸省関係
(海事代理士法の一部改正)
第十三條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
第十一條第一項中「その事由があつた日から七日以内」を削る。

(道路運送法の一部改正)
第十四條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第五十七條第四項を削る。

第五十八條第二項、第五十九條第三項及び第六十條第二項中「及び第四項」及び「及び供用の開始があつた場合」を削る。

(海上運送法の一部改正)

第十五條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第九條に次の一項を加える。

3 運輸大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを變更して公示した場合を含む。)において、一般旅客定期航路事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(タクシ業務適正化臨時措置法の一部改正)
第十六條 タクシ業務適正化臨時措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項第一号中「住所及び本籍」を「及び住所」に改める。

(倉庫業法の一部改正)
第十七條 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第八條に次の一項を加える。

3 運輸大臣が標準倉庫寄託約款を定めて公示した場合(これを變更して公示した場合を含む。)において、倉庫業者が、標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定め、又は現に定めている倉庫寄託約款を標準倉庫寄託約款と同一のものに変更したときは、その倉庫寄託約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(内航海運組合法の一部改正)
第十八條 内航海運組合法(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第二項中「變更」の下に「運輸省令で定める事項に係るものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。
4 海運組合は、第二項の運輸省令で定める事項に係る定款の變更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(船舶安全法の一部改正)

第十九條 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項中「第二條第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号」を「第二條第一項各号」に、「満載吃水線ニ関シ」を「満載喫水線ニ関シ」に改める。

(航空法の一部改正)

第二十條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第六十五條第二項中「左の表」を「次の表」に、「の外」を「のほか」に改め、同項の表を次のように改める。

航 空 機		業 務
次の各号の一に該当する航空機 一 構造上、引込式降着装置又はフラップの操作その他航空機の操縦のために二人を要する航空機 二 旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行方式により飛行するもの 三 旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの	航空機の操縦	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い(操縦装置の操作を除く。)
	航空機の操縦	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い(操縦装置の操作を除く。)
	航空機の操縦	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い(操縦装置の操作を除く。)

第五章 郵政省関係

(電波法の一部改正)

第二十一條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第三十七條を次のように改める。

(無線設備の機器の検定)

第三十七條 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、郵政大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、郵政大臣が行う検定に相当する型式

昭和六十年十二月二十八日 衆議院會議録第八号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

二二八

検定に合格している機器その他の機器であつて郵政省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

一 第三十一条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置

二 船舶に施設する緊急自動受信機

三 船舶安全法第二条(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信及びリーダー

四 航空機に施設する無線設備の機器であつて郵政省令で定めるもの

五 郵政省令で定める無線方位測定機

第七十三条第一項中「毎年一回」を「郵政省令で定める時期ごとに」に改め、「職員を無線局の下に」を「郵政省令で定めるものを除く。」を加え、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中当該検査を毎年行なう」を「当該無線局についてその検査を同項の郵政省令で定める時期に行う」に、「無線局並びに外国地間を航行中の船舶及び航空機の無線局については」を「場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては」に、「省略する」を「その時期を延期し、又は省略する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定検査機関)

第七十三条の二 郵政大臣は、郵政省令で定める無線局について、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、前条第一項の規定による検査(以下「定期検査」という。)を行わせることができる。

2 指定検査機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、定期検査を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定検査機関の指定したときは、当該指定に係る区分の定期検査を行わなければならないものとする。

4 郵政大臣は、指定検査機関の指定に係る区分の定期検査について前条第二項の規定によりその時期を延期し、又は省略することとしたときは、その旨を当該指定検査機関に通知するものとする。

5 第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の五第二項及び第三十八条の六から第三十八条の十五までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、第三十八条の三中「前条第二項」とあるのは「第七十三条の二第二項」と、同条第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の五第二項、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五中「技術基準適合証明」とあるのは「第七十三条の二第一項の定期検査」と、第三十八条の五第二項中「かつ」とあるのは「かつ、無線局の検査に必要な知識及び経験について」と、「審査」とあるのは「検査」と、同項、第三十八条の六第二項及び第三項並びに第三十八条の七中「証明員」とあるのは「検査員」と、第三十八条の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第七十三条の二第五項において準用するこの章」と、第三十八条の

十五第一項中「第三十八条の二第三項」とあるのは「第七十三条の二第三項」と読み替えるものとする。

第九十九条の十一第一項第一号中「第三十八条の五第二項」の下に「(第七十三条の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「(航空機局の通信連絡)」の下に「第七十三条第一項(検査)、第七十三条の二第一項(指定検査機関)」を加え、同項第二号中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、「若しくは指定試験機関若しくは指定検査機関」を、「若しくは試験員」を、「試験員若しくは検査員」に改め、同項第三号中「変更の命令」の下に「第七十三条の二第一項の規定による指定検査機関の指定」を加える。

第三百三十一条第一項中、当該指定試験機関を「当該指定試験機関、指定検査機関が行う検査を受ける者にあつては当該指定検査機関に改め、同条第二項中「指定試験機関」の下に「又は指定検査機関」を、「当該指定試験機関」の下に「又は当該指定検査機関」を加える。

第四百四条の五の見出し中「指定証明機関又は指定試験機関」を「指定証明機関等」に改め、同条中「又は指定試験機関」を、「指定試験機関又は指定検査機関」に改める。

第四百九条の二中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加える。

第四百十条の二中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、「又は指定試験機関」を、「指定試験機関又は指定検査機関」に改める。

定試験機関又は指定検査機関」に改め、同条第一号及び第二号中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、同条第三号中「第四十七条の二」の下に「及び第七十三条の二第五項」を加え、「又は指定試験事務の全部」を、「特定試験事務の全部又は定期検査の業務の全部」に改める。

第六章 労働省関係

(作業環境測定法の一部改正)

第二十二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 指定講習機関(第三十二条)」を「第三節 指定講習機関(第三十二条)」を「第四節 指定登録機関(第三十二条の二)」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第四節 指定登録機関

第三十二条の二 労働大臣は、申請により指定する者に、第七条の登録の実施に関する事務(第十二条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。以下この条、第四十五条及び第五十五条において「登録事務」という。)を行わせる。

2 労働大臣は、前項の規定による指定を受けたる者(以下「指定登録機関」という。)に登録事務を行わせるときは、当該登録事務を行わなければならないものとする。

3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八條第一項中「労働省」とあり、及び第九條第一項中「労働大臣」とあるのは、「第三十二条の二第二項に規定する指定

登録機関とする。

4 第二節(第二十条及び第二十四条を除く。)

の規定は、指定登録機関に準用する。
この場合において、第二十一条第一号中、「試験事務」とあるのは、「第七条の登録の実施に関する事務(第十二条の規定による登録の取消し及び命令に関する事務を除く。以下「登録事務」という。)」と、「試験事務」とあるのは、「試験事務」と「試験事務の適正」とあるのは「登録事務の適正」と、同条第一項第二号及び第二項第三号、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条並びに第三十一条中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、第二十三条第二項、第二十五条及び第三十条第一項第五号中「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第二十七条中「職員(試験員を含む。)」とあるのは「職員」と、第三十条第一項第二号中「この節」とあるのは「この節(第二十条及び第二十四条を除く。)」と、同項第四号中「第二十三条第二項、第二十四条第四項」とあるのは「第二十三条第二項」と読み替えるものとする。

第三十四条第一項中「から第五十条まで」を「第五十条に」、「第四十八条第一項及び第三項、第四十九条、第五十条並びに」を「第五十条及び」に改め、「作業環境測定士」との下に「同法第五十条中「事業報告書及び収支決算書」とあるのは「事業報告書」とを加え、「第四十八条第一項及び第三項、第四十九条並びに」を削り、「又は」との下に「同項第二号中、第四十九条又は第五十条」とあるのは「若しくは第五十条又は作業環境測定法第三十五条の二」と、同項第三号中「第四十八条第一項の認可を受けた」とあるのは「作業環境測定法第三十四条の二第一項の規定による届出をした」とを加え、「第四十八条第三項」を「作業環境測定法第三十四条の二第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 作業環境測定機関は、作業環境測定業務に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に届け出なければならない。これを要するときは、同様とする。

は第五十条」とあるのは「若しくは第五十条又は作業環境測定法第三十五条の二」と、同項第三号中「第四十八条第一項の認可を受けた」とあるのは「作業環境測定法第三十四条の二第一項の規定による届出をした」とを加え、「第四十八条第三項」を「作業環境測定法第三十四条の二第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(業務規程)
第三十四条の二 作業環境測定機関は、作業環境測定業務に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に届け出なければならない。これを要するときは、同様とする。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による届出のあつた業務規程が作業環境測定法の公正な実施上不適当と認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができ。

3 業務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。
第三十五条の次に次の一条を加える。

(業務の休止等の届出)
第三十五条の二 作業環境測定機関は、作業環境測定業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に届け出なければならない。現に休止している作業環境測定業務の全部又は一部を再開したときも、同様とする。

第四十一条第一項中「又は指定講習機関」を「指定講習機関又は指定登録機関」に改める。
第四十二条第二項中「若しくは指定講習機関」を「指定講習機関若しくは指定登録機関」に改める。

第四十三条中「又は指定講習機関」を「指定講習機関又は指定登録機関」に、「又は講習」を「講習」に改め、「研修」の下に「又は第七条の登録」を加える。

第四十五条の見出し中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改め、同条中「試験事務」の下に「又は指定登録機関が行う登録事務」を加える。

第四十六条第一項中「第三十条第一項」の下に「(第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九条第一項中「指定試験機関」を「指定試験機関、指定登録機関の行う登録を受けようとする者又は指定登録機関から作業環境測定士登録証の再交付若しくは書換えを受けようとする者」に改め、指定登録機関の下に「又は指定登録機関」を加え、「指定試験機関」を、それぞれ、指定試験機関又は指定登録機関に改める。

第五十二条中「第二十七条第一項」の下に「(第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十三条中「第三十条第一項」の下に「(第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは指定講習機関」を「指定講習機関若しくは指定登録機関」に改める。

第五十五条中「若しくは指定講習機関」を「指定講習機関若しくは指定登録機関」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第三十二条の二第四項において準用する第二十九条第一項の許可を受けないで登録事務に関する業務の全部を廃止したとき。

第五十五条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 作業環境測定業務の全部を廃止した場合において、第三十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七章 建設関係
(測量法の一部改正)
第二十三条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「三年」を「五年」に改める。
第五十五条の三の見出し中「添付書類」を「添付書類」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四号中「営業所」を「並びに営業所に改め、並びに営業用機械の種類、名称、能力及び数量」を削り、同条第六号中「そなえて」を「備えて」に改める。

第五十五条の七第一項中「第五十五条の二各号に掲げる事項」を「第五十五条の二第一号から第四号までに掲げる事項又は主として請け負う測量の種類」に改める。
(駐車場法の一部改正)
第二十四条 駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

昭和六十年十一月二十八日 衆議院會議録第八号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

第十三条第二項中、「その業務を」を「その業務」に改め、「定め」の下に「これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に」を加え、同条第四項中「変更しようとするときは、あらかじめ」を「変更したときは、十日以内に」に改める。

第十四条中「廃止しようとするときは、あらかじめ」を「廃止したときは、十日以内に」に、「再開しようとする」を「再開した」に改める。

(地代家賃統制令の一部改正)

第二十五条 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 この勅令は、昭和六十一年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にした行為に対する罰則の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

第八章 自治省関係
(消防法の一部改正)

第二十六条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 消防用機械器具等の検定」を「第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等」に改める。

「第四章の二 消防用機械器具等の検定」を「第一節 消防の用に供する機械器具等の検定等」に改める。

第二十一条の二 第一項中「で政令で定めるもの(以下「消防用機械器具等」という。)」を「の(以下「消防用機械器具等」という。)」を「のう

ち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能(以下「形状等」という。)を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであつて、政令で定めるもの(以下「検定対象機械器具等」という。))に改め、同条第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「形状、構造、材質、成分及び性能(以下「形状等」という。))」を「形状等」に改め、「(以下「技術上の規格」という。))」を削り、同条第三項中「個々の」を「個々の」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「附されて」を「付されて」に改める。

第二十一条の三 第一項中「行なう消防用機械器具等」を「行う検定対象機械器具等」に改め、同条第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、同条第三項中「ところにより、」の下に「前条第二項に規定する」を加え、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に、「つけて」を「付して」に、「同項」を「前項」に改める。

第二十一条の四 第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、「係る形状等」の下に「第二十一条の二第二項に規定する」を、「当該形状等」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十一条の五 第一項中「自治大臣は、」の下

に「第二十一条の二第二項に規定する」を加え、「すでに」を「既に」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、「変更後の」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十一条の六 第一項第二号及び第二十一条の七中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

第二十一条の八 第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条の九 第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二項中「附しては」を「付しては」に改める。

第二十一条の十 中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「すでに」を「既に」に改める。

第二十一条の十一 第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条の十二 中「附されて」を「付されて」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「附さる」を「付さる」に改める。

第二十一条の十三 に次の一項を加える。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の十七 中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十一条の三十六 中「行なう」を「行う」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

第四章の二 第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 自主表示対象機械器具等の表示等

第二十一条の十六の二 検定対象機械器具等以外の消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであつて、政令で定めるもの(以下「自主表示対象機械器具等」という。))は、次条第一項の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、同項の規定による表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

第二十一条の十六の三 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主表示対象機械器具等その形状等が自治省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものに、自治省令で定めるところにより、当該技術上の規格に適合す

るものである旨の表示を付することができ
る。

何人も、消防の用に供する機械器具等に、
前項に規定する場合を除くほか同項の表示を
付してはならず、又は同項の表示と紛らわし
い表示を付してはならない。

第二十一条の十六の四 自主表示対象機械器具
等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主
表示対象機械器具等に前条第一項の表示を付
そうとするときは、あらかじめ、自治省令で
定めるところにより、次に掲げる事項を自治
大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名

二 当該自主表示対象機械器具等の種類その
他の自治省令で定める事項

前項の規定による届出を行った者は、同項
各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は
自主表示対象機械器具等の製造若しくは輸入
の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨
を、自治省令で定めるところにより、自治大
臣に届け出なければならない。

第二十一条の十六の五 自治大臣は、消防の用
に供する機械器具等で第二十一条の十六の三
第一項の規定によらないで同項の表示が付さ
れているもの又は同項の表示と紛らわしい表
示が付されているもののうち、販売業者等の
事務所、事業所又は倉庫にあるものについ
て、当該販売業者等に対し、当該表示を除去
し、又はこれに消印を付するべきことを命ず
ることができる。

第二十一条の十六の六 自治大臣は、前条に規

定する権限を行使するために必要の限度にお
いて、販売業者等に対してその業務に関し報
告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務
所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の
用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の
物件を検査させ、若しくは関係のある者に質
問させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る
場合においては、その身分を示す証明書を関
係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解釈しては
ならない。

第二十一条の十六の七 第二十一条の十四の規
定は、前二条に規定する権限について準用す
る。

第三十六条の三の次に次の一条を加える。

第三十六条の四 この法律の規定に基づき政令
又は自治省令を制定し、又は改廃する場合に
おいては、それぞれ、政令又は自治省令で、
その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断
される範囲内において、所要の経過措置（罰
則に関する経過措置を含む。）を定めることが
できる。

第四十三条の三「第二十一条の二第四項」の
下に「又は第二十一条の十六の二」を加える。

第四十四条第三号中「又は第二十一条の九第
二項」を、「第二十一条の九第二項又は第二十
一条の十六の三第二項」に改め、同条第十二号中
「第二十一条の十三第一項」の下に「又は第二十
一条の十六の六第一項」を加え、「同項の」を「こ
れらの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 第二十一条の十六の五の規定によ
る命令に違反した者
第四十六条の三 次の各号の一に該当する者
は、一万円以下の過料に処する。

一 第十六条の十三第二項又は第二十一条の
二十二の規定に違反した者

二 第二十一条の十六の四第一項又は第二項
の規定による届出を怠つた者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該
各号に定める日から施行する。

一 第二十二條の規定並びに附則第六條、第十
條及び第十一條の規定 公布の日から起算し
て一月を経過した日

二 第二十三條の規定 公布の日から起算して
三月を経過した日

三 第七條から第九條までの規定 公布の日か
ら起算して六月を経過した日

四 第十二條の規定 公布の日から起算して三
月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二十一条中電波法第三十七條の改正規定
公布の日から起算して五月を超えない範囲
内において政令で定める日

六 第十條の規定（消費生活用製品安全法別表
の改正規定を除く。附則第三条において同
じ。）公布の日から起算して六月を超えない
範囲内において政令で定める日

七 第十條中消費生活用製品安全法別表の改正
規定、第二十一条の規定（電波法第三十七條の
改正規定を除く。）及び第二十六條の規定 公
布の日から起算して一年を超えない範囲内に
おいて政令で定める日

（外国為替及び外国貿易管理法の一部改正に伴
う経過措置）

第二条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定
による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第
十條第三項（同法第十四條第二項において準用
する場合を含む。）の規定による外国為替業務若
しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位
置の変更の許可を受けている者又はその申請を
行つていない者は、第五条の規定による改正後の
外国為替及び外国貿易管理法第十條第四項（同
法第十四條第二項において準用する場合を含む。）
の規定による届出を行つたものとみなす。

（消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過
措置）

第三条 第十條の規定の施行前に、同条の規定
による改正後の消費生活用製品安全法第二條第
三項の政令の制定の立案をしようとするときは
は、第十條の規定による改正前の消費生活用製
品安全法第八十九條第一項の規定の例による。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改
正に伴う経過措置）

第四条 第十一條の規定による改正前の石油及び
可燃性天然ガス資源開発法第三十五條の規定に
よる届出であつて第十一條の規定の施行前にさ
れたもの及び当該届出に係る坑井の掘削に際し
坑井内に注入する泥水の成分を変更し、又は当
該坑井の位置を変更すべき旨の命令について
は、なお従前の例による。

昭和六十年十一月二十八日 衆議院會議録第八号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

一三三

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 第十二條の規定の施行前に、同条の規定による改正後のガス事業法第三十九條の第二項の政令の制定の立案をしようとするときは、ガス事業法第四十八條の規定の例による。

(作業環境測定法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第二十二條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の作業環境測定法(以下この条において「旧法」という。)第三十四條第一項において準用する労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十八條第一項の規定による認可を受けている者又はその申請を行つて

る者は、第二十二條の規定による改正後の作業環境測定法(以下この条において「新法」という。)第三十四條の二第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 第二十二條の規定の施行の際現に旧法第三十四條第一項において準用する労働安全衛生法第四十九條の規定による許可を受けている者又はその申請を行つて

いる者は、新法第三十五條の二の規定による届出を行つたものとみなす。

(駐車場法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第二十四條の規定の施行前に同条の規定による改正前の駐車場法第十三條第一項若しくは第四項又は第十四條の規定による届出を行つた者は、それぞれ第二十四條の規定による改正後の駐車場法第十三條第一項若しくは第四項又は第十四條の規定による届出を行つたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為

及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第九條 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條の十二第三項中「第八條ニ掲グル船舶ニ付第二條第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号ニ掲グル事項又ハ満載吃水線ノ検査」を「第八條第一項ニ掲グル船舶ニ付第二條第一項各号ニ掲グル事項又ハ満載吃水線ニ関スル検査(第八條第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ニ改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第十條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「第二十一條第二項第五号イ」及び「第二十三條第二項」の下に「(同法第三十二條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

(労働者派遣法の一部改正)

第十一條 労働者派遣法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号中「指定講習機関」の下に「指定登録機関」を加える。

第五條第三十号中「及び指定講習機関」を「指定講習機関及び指定登録機関」に改める。

理 由

行政改革の一環として、民間活力の發揮、推進に資するよう公的関与につき必要なる是正を図るため、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、許可、認可等民間活動に係る公的規制の整理、合理化を行うため、二十六法律(四十二事項)の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 規制の廃止または規制の対象範囲を縮小するものとして、担保附社債信託法、信託業法及び無尽業法の一部改正(担保附社債信託法に基づく信託会社、信託業法に基づく信託会社及び無尽業法に基づく無尽会社について無額面株式の発行禁止規定を廃止する)並びに信用金庫法の一部改正(信用金庫及び信用金庫連合会が国債、地方債又は政府保証債に係る売買等の証券業務を行うことができる旨の規定及びその認可に関する規定を設ける)等十法律(十三事項)の一部改正を行うこと。

2 規制の手段をより緩やかにするものとして、(外国為替業務を営む外国為替公認銀行の営

業所及び両替業務を営む両替商の営業所の名称又は位置の変更について大蔵大臣の許可を届出に改める)等八法律(十一と重複するものを除くと六法律)(十一事項)の一部改正を行うこと。

3 規制の態様、方式を合理化するものとして、海上運送法の一部改正(運輸大臣が標準運送約款を定めて公示した場合において、一般旅客定期航路事業者、自動車航送貨物定期航路事業者及び旅客不定期航路業者がこれと同一の運送約款を定めたときは、その運送約款については、運輸大臣の認可を受けたものとみなすこととする)等八法律(十一と重複するものを除くと六法律)(十一事項)の一部改正を行うこと。

4 規制の主体を合理化するものとして、船舶安全法の一部改正(船舶協会の検査を受け船級の登録をした船舶について、管海官庁の検査を受けこれに合格したものとみなす範囲を拡大することができることとする)等三法律(十一と重複するものを除くと一法律)(三事項)の一部改正を行うこと。

5 その他手続の簡素化等を図るものとして、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正(鉱業権者又は租鉱権者は、石油又は可燃性天然ガスの採取を目的とする坑井を掘削しようとするときは、その六十日前までに届け出なければならぬとされていることについて、通商産業大臣は、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、届出から掘削までの期間を短縮することができることとする)等四法律(十一と重複するものを除くと三法

事

律(四事項)の一部改正を行うこと。
 なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、行政改革の一環として、民間活力の發揮、推進に資する公的関与につき必要なのは正を圖るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党・護憲共同の小川仁一君外六名から「本案を撤回のうえ、各法律ごとに原案を作成し、再提出すべきである。」との動議が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十年十一月二十六日

内閣委員長 中島源太郎

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案に対する附帯決議
 政府は、次の事項について、検討の上、善処するよう要望する。

一 地代家賃統制令の廃止にあつては、その対象土地家屋の借地借家人に与える社会的、経済的影響を考慮し、公共住宅への入居あつせん等を含め借地借家人の生活の激変緩和に努めるとともに、周辺の地代、家賃に影響が及ばないよう配慮すること。

一 本年九月二十四日の閣議決定(当面の行政改革の具体化方策について)に基づき都市開発規制緩和等にあたつては、都市開発の促進、宅地

開発の円滑化等を図る一方で、地方自治体の自主性を尊重するとともに、良好な居住環境を確保するよう十分配慮すること。

一 前項の閣議決定に基づく運輸関係の規制緩和にあたつては、今後とも安全の確保に努めるとともに、過当競争による輸送秩序の混乱や労働環境の悪化をきたさないよう十分配慮すること。

一 自己認証制の適用品目の選定にあつては、国民生活の安全性確保に十分配慮するとともに、その運用にあたつては、安全基準、技術基準等に対する適合状況、事業者の品質管理能力や検査能力を的確に把握して、災害の発生を防止し、国民の生命及び身体安全に対して危害が及ぶことのないよう万全を期すること。

一 民間活力の促進と行政の簡素・効率化を図るため、許可認可等を定期的に見直すとともに、規制緩和措置の有効性の確保を図るなど、引き続きその整理合理化を検討すること。

一 経済摩擦問題の解消と自由貿易の促進を図るため、輸入検査手続きの一層の改善等の措置を講ずること。
 右決議する。

昭和六十年十一月二十八日 衆議院会議録第八号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案及び同報告書

昭和六十年十一月二十八日 衆議院會議録第八号

一三四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 三三 四二(六代) 千 105

定価 一
部 一〇
円